

○新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う恵庭市民スキー場の利用方法について

スキー場（山の家を含む）の運営に関しては、**国及び北海道におけるガイドライン**や「**索道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン**」（一般財団法人日本鋼索交通協会発行）、**新型コロナウイルス感染症対策に関する「北海道スタイル」スキー場ガイドライン**（北海道索道協会発行）に基づき、感染防止対策に取り組む。

① スタッフ・係員の取り組み（お客様への対応）

- ・スキー場スタッフ・係員はマスクを着用する。
- ・受付・リフト券売り場窓口には飛沫防止の為、アクリル板(飛沫防止ビニールシート)を設置する。
- ・金銭の受け渡しは受け皿を使用する。
- ・営業時間終了後、安全バー等の消毒を行う。

② 施設関係（山の家）

- ・施設入口とトイレ等に手指消毒用のアルコールを設置し手指の消毒を徹底する。
- ・施設内を定期的に換気する。
- ・座席の間隔について一定の距離を確保する。
- ・テーブル、いす、トイレなど人が触れる箇所については定期的に消毒を行う。
- ・飛沫防止の為、テーブル毎にアクリル板を設置する。
- ・国が示す感染拡大の要因(至近距離での会話等)となる行動を自粛するよう促す。
- ・施設各所に感染症拡大防止の呼びかけポスターを設置する。
- ・加湿対策を実施する。

③ お客様へのお願いすること

- ・滑走時以外はマスクかそれに準じたものを着用することとする。
- ・リフト乗車待ちの際は間隔をあけ、会話も控えていただくようお願いする
- ・ペアリフトへの乗車は原則1名までとする、但し補助が必要な場合(幼児・児童など)は2名での乗車を可とする。
- ・施設（山の家）内での飲食は原則として可とする。但し自家用車等で来場している場合は可能な限り、車内での飲食を推奨する。

④ スタッフ・係員自身の取り組み

- ・スタッフ・係員はマスクを着用する。
- ・手洗い及び手指消毒等を徹底する。
- ・各自体調管理に努め、出勤前の体調確認を行うとともに、体調が悪い場合は休むよう指導する。また、就業中に体調に異変が生じた場合は必要に応じ直ちに帰宅させる。
- ・管理人室等定期的に換気する。
- ・共用する設備・スイッチ類等は頻度に応じ消毒する。
- ・感染症から回復したスタッフ・係員およびその関係者が職場内で差別されないよう充分配慮する。

⑤ 感染者が確認された場合の対応

- ・保健所・医療機関の指示に従う。
- ・スタッフ・係員が感染した旨を速やかに各地方運輸局に報告する。
- ・感染者の行動範囲や勤務場所の消毒や勤務者の自宅待機などの対応を検討する。
- ・感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないよう留意する。
- ・受託事業責任者や安全総括管理者等と保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取りに協力する。